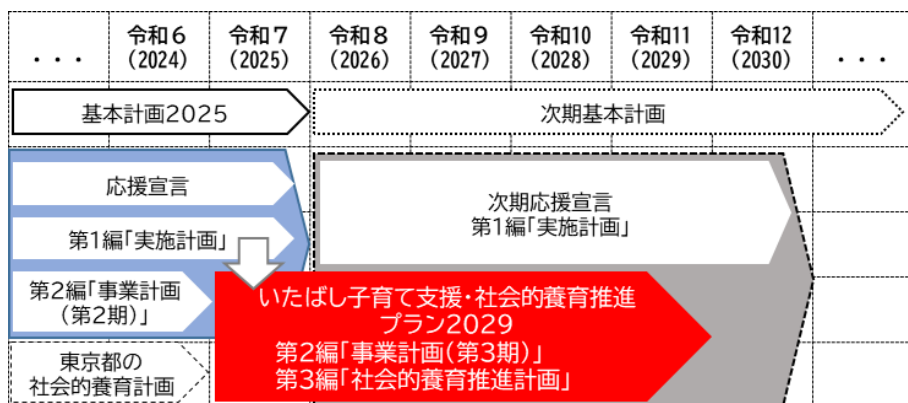
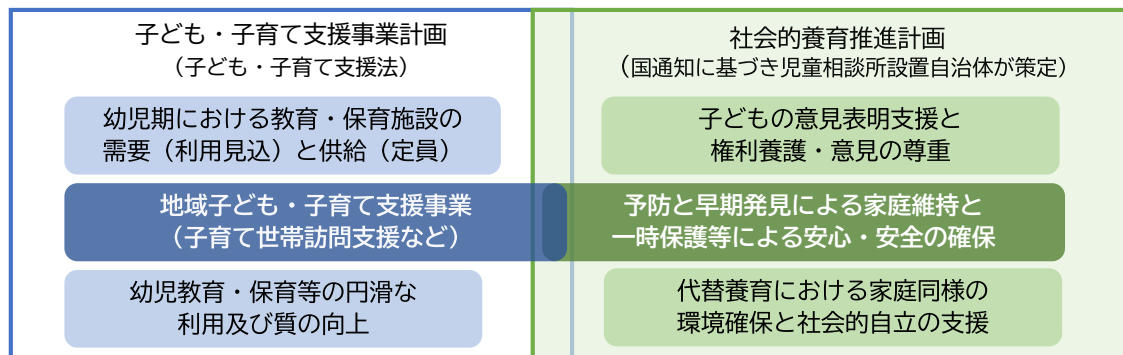


いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029 概要

第1章 総論

策定の趣旨・位置づけ・計画期間

- 子ども・子育て支援法（以下、支援法）に基づく子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）の第2期計画期間が令和6（2024）年度で終了し、令和7（2025）年度からの第3期事業計画を策定するにあたり、児童相談所を設置する自治体に策定が求められる「社会的養育推進計画」と整合・連携を図り、令和11（2029）年度を見据えて推進
- 社会的養育の推進において、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画における地域子ども・子育て支援事業（法定事業）等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせて推進



※応援宣言は令和7（2025）年度までの計画であるため、令和8年度以降の事業内容については、令和7（2025）年度に策定する次期応援宣言に基づき、必要に応じて見直し

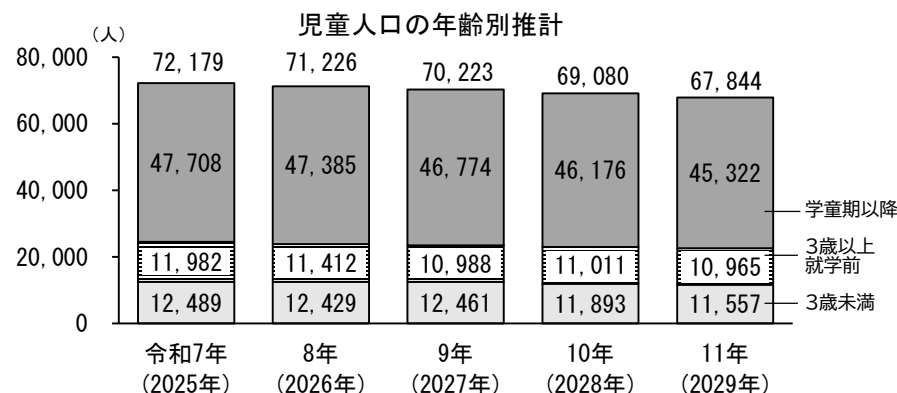
児童人口の動態と推計

- 住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1％

- 出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の出生数3,412人は平成28（2016）年対比で約29％減少

- 30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が継続

- 板橋区人口ビジョンの推計人口を起点に、コロナ禍の影響を考慮し、過去10年間の平均変化率から児童人口を推計すると、5年間で4,335人減少



第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

事業計画（第2期）の検証

- 令和4（2022）年に保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が増加傾向、今後の保育施設の新規開設については、急激な保育需要増を招く大規模集合住宅の建築等を除き、慎重に検討
- 医療的ケア児の受け入れについて、令和5（2023）年度に小学校3校において看護師を配置したほか、令和6（2024）年度からは、区立保育園での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を拡充
- すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施。「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」を開始し、高い面接率を維持 など

基本理念・基本目標

- 応援宣言の基本理念を踏まえつつ、国から選定を受けたSDGｓ未来都市として2030年の目標に掲げた「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」をめざし、次期応援宣言を見据えた基本目標を設定

◎応援宣言・基本理念

「いたばしで未来のおとなが育っています～みんなの力で人づくり・まちづくり～」

◎SDGｓ未来都市としてめざす2030年の目標

「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」

◎次期応援宣言を見据えた施策の方向性

「いたばしで子どもを産み、育て、育ちたいと誇りに思うまち」
「誰一人取り残さず、あたたかい人と地域全体で子どもをはぐくむまち」
「緑と文化の豊かな環境で子どもが健やかに成長するまち」

◎事業計画の基本目標

「待機児童のいない環境を継続し、保育需要へ柔軟に対応します」
「幼児教育・保育の質を高め、安心・安全なサービスを提供します」
「児童福祉と母子保健が一体的に切れ目なく子育てを支援します」

幼児期の教育・保育施設

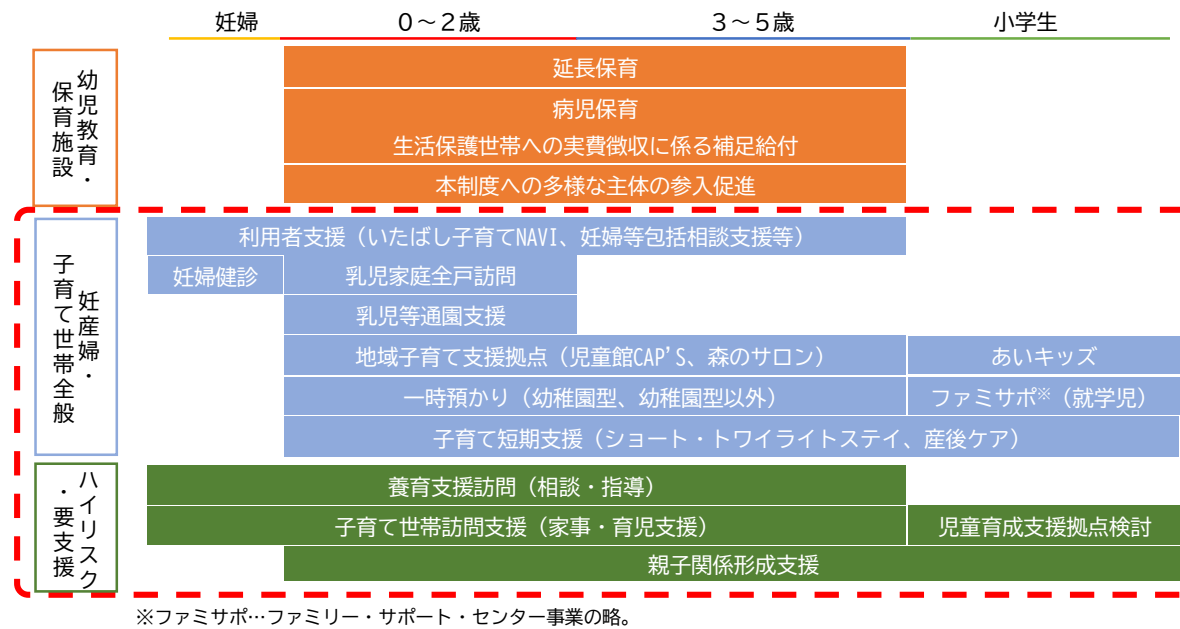
- 幼児期における教育・保育施設の利用状況、及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5（2023）年実施）等によって把握した利用希望（需要数）を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情等を考慮し、法定の認定区分ごとに目標事業量（供給量）を設定

- すべての認定区分・地域において、需要に応えられる見込みである一方、欠員への対応が必要

		6年度 実績	7年度 見込み	11年度 見込み	※目標事業量（供給量）を見込むにあたり、以下を想定
1号（幼稚園、認定こども園）	需要数	3,752	3,432	3,139	○新規開設 (R6年10月～ R7年4月予定) 3園・定員129名
※3歳以上	供給量	5,409	5,104	4,659	
2号（保育園、認定こども園）	需要数	6,888	6,985	6,320	○民営化予定 3園・定員18名増
※3歳以上	供給量	7,478	7,571	7,661	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	770	757	631	○認定こども園 幼保連携型1園増
※0歳	供給量	1,209	1,225	1,230	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,135	2,178	2,018	
※1歳	供給量	2,341	2,354	2,370	
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業）	需要数	2,378	2,408	2,315	
※2歳	供給量	2,675	2,640	2,656	

地域子ども・子育て支援事業

支援法第61条に基づき、同法第59条に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制を確保



教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

- 保育施設の欠員に対する柔軟な対応、及び認可外保育施設を含む利用者支援
- すべての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化
- 医療的ケア児や障がい児、外国籍の幼児など、特別な配慮が必要な子どもへの支援を強化
- こども家庭センター機能の強化と地域子育て相談機関の連携・充実

第3章「社会的養育推進計画」編

背景・趣旨

- 平成28（2016）年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記され、この理念の下、子どもの最善の利益を実現することが重要
- さらに、令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもの権利養護にかかる環境整備をはじめ、こども家庭センターの設置など、子どもや家庭及び養育環境の支援を強化する様々な施策が展開
- 国は、都道府県に対し、令和6（2024）年度末までに、新たな「社会的養育推進計画」の策定を求める通知を発出、令和4（2022）年7月に児童相談所設置市となった板橋区においても同計画を策定し、東京都の計画と整合・連携を図りながら推進

社会的養育を取り巻く区の現況と推計

- 社会的養護のもとで育つ子ども数…179人（うち、区内養育家庭等22人、児童養護施設等157人）
- 区内里親登録家庭数…53家庭（うち養育家庭登録数28家庭）、里親等委託率12.3%
- 区内児童養護施設…3施設（定員160人）、児童養護施設グループホーム設置数11か所（定員66人）
- 区内児童養護施設の小規模化（グループホームもしくは6人以下ユニット）…67.5%
- 個別のケアが必要な子どもの施設入所状況…72.0%
- 高校等進学率…児童養護施設93.0%、里親100%、大学等進学率…児童養護施設34.0%、里親100%
- 児童虐待相談受付件数…令和5年度1,220件
- 一時保護施設入所状況…令和5年度202人（1日平均28.9人）、定員（30人）に対する平均入所率96.3%

	令和5（2023）年度実績	令和11（2029）年度推計
代替養育を必要とする子ども数	179人	220人
うち、里親等委託児童数（里親等委託率）	22人（12.3%）	85人（38.6%）

基本理念・基本目標

【基本理念】国の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

◎板橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをはぐくみます。

◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。

◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

◎基本目標

「子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します」
「予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します」
「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します」

施策	主な取組
子どもの権利擁護の取組の充実	○子どもや関係職員に向けた権利擁護に関する説明等の実施 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置 など
すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化	○相談支援体制の整備（こども家庭センター機能の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の整備（養育支援訪問事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 など
一時保護児童への支援体制の強化	○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	○家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ○親子関係再構築に向けた取組 など
里親・ファミリーホームへの委託の推進	○里親制度の普及、登録家庭数の拡大 ○里親等委託の推進に向けた取組、里親に対する支援
児童養護施設等の機能強化	○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○ケアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実 など
社会的養護自立支援の推進	○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討 など
児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	○総合支援センターの強化に向けた取組 ○総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

【参考】子どもワークショップの試行開催

○日時：令和6（2024）年8月28日（水）9時～12時30分、会場：区役所本庁舎防災センター

○募集：応募、小学生～高校生20名程度、参加：小学生21名、中学生11名、高校生3名

○テーマと主な意見

小学生「家庭・学校以外の居場所」

→家から近くて気軽に行ける場所がほしい など

中学生「板橋の好きなところ・変わってほしいところ」

→好きなところ…石神井川の桜、

こども動物園 など

→変わってほしいところ…公園

でのボール遊び など

高校生「子どもの意見を幅広く

聞く仕組み」

→SNS・アプリの活用 など



＜区民参加・付属機関の主な経過＞

令和5（2023）年度

10月 子ども・子育て支援ニーズ調査

令和6（2024）年度

8～10月 社会的養育アンケート調査

9～10月 社会的養育ヒアリング調査

11月 パブリックコメント募集

1月 児童福祉審議会答申

子ども・子育て会議